

障がい者スポーツ振興に関する包括連携協定書

裾野市（以下、「甲」という。）と一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「乙」という。）は、裾野市における障がい者スポーツ振興による地域活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、障がい者スポーツ振興による地域活性化、障がい者スポーツ人口の裾野拡大、障がい者スポーツを通じた健康づくり、障がいへの理解の推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定に基づき、甲及び乙が連携して行う事業は次の各号に掲げるものとする。ただし、各号の具体的な事項については、甲及び乙で協議し決定する。

- （1）パラサイクリングを通じた地域活性化に関すること
- （2）「Cycle Smile Japan」の推進に関すること
- （3）パラサイクリング人口の裾野拡大に関すること
- （4）パラサイクリングを通じた健康づくりに関すること
- （5）障がい理解、啓発に関すること
- （6）その他障がいスポーツ振興に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議の上、協定内容を変更することができる。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1カ月前までに、甲又は乙いずれからも書面により特段の申し出がないときは、有効期間が満了する日から1年間は本協定は更新され、以降も同様とする。

2 前項の有効期間中であっても、甲又は乙は、解約予定日の1カ月前までに相手方当事者に対し解約の意思表示を通知することで、解約できるものとする。

（疑義等の解決）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名の上、各自が1通を所持する。

令和2年12月2日

甲 静岡県裾野市佐野1059番地
裾野市
裾野市長

高村謙二

乙 福島県いわき市常磐上湯長谷町
釜之前1-1いわきFCパーク
一般社団法人
日本パラサイクリング連盟

権丈泰巳